

いづまる応援ギフト ～対象や申請期限などについて～

Q1. 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、いづまる応援ギフトを受け取れますか？

産科医療機関等を受診し、妊娠の確定診断（胎児心拍の確認）を受ける必要があります。まずは産科医療機関等を受診してください。

経済的な理由で受診を控えている場合は、妊娠判定に係る費用の補助が受けられる場合がありますので、和泉市ホームページ「妊娠判定受診費用の補助」をご覧ください。

Q2. 申請は誰が行なえばいいですか？

「妊婦のための支援給付金」であるため、妊婦（産婦）本人の申請が必要です。

Q3. 妊婦（産婦）以外がいづまる応援ギフトを受給することはできますか？

子ども・子育て支援法により、妊婦支援給付金（いづまる応援ギフト）の支給要件が「妊婦」と規定されているため、配偶者や家族等が給付を受けることはできません。

Q4. 妊婦（産婦）と別名義の口座に振り込むことはできますか？

Q3 のとおり、妊婦のための支援給付となりますので、別名義の口座には振り込みません。

申請期限（Q5）内に本人名義の口座をご準備いただき、申請をお願いしています。

Q5. 申請や支給期限はありますか？

起算日から二年間を経過した日の前日までに申請が必要です。起算日は次のとおりです。

- ・ 1 回目→産科医療機関等を受診し妊娠が確定した日（胎児心拍が確認できた日）
- ・ 2 回目→出産予定日の 8 週間前の日

妊娠が継続できず流産等をした場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日（令和 7 年 4 月 1 日以降に妊娠、出産、流死産された方が対象）

Q6. 里帰り出産をする予定ですが、その場合はどこからもらえますか？

妊婦（産婦）の住民票のある市町村で給付を受けられます。

いづまる応援ギフト（2 回目）は、こんにちは赤ちゃん訪問（生後 2 か月頃）時に申請手続きを行なっています。長期で里帰りする場合は、保健（福祉）センターにご相談ください。

Q7. こどもが長期入院している場合など、どうすればいいですか？

長期入院など、こんにちは赤ちゃん訪問の時期に申請が難しいご事情がある場合は、担当の保健（福祉）センターにご相談ください。いづまる応援ギフト（2 回目）の申請のほか、保護者の出産・子育てに関する不安や心配などのご相談に応じています。

Q8. こどもと住民登録地（住民票）が違います。どちらで給付が受けられますか？

産婦の住民票のある市町村で給付を受けられます。子育て情報や相談は、実際に住んでいる市町村の赤ちゃん訪問等で受けることができますので、上記の場合は保健（福祉）センターにご相談ください。

Q9. DVなどを理由に避難しており住民票の住所に住んでいない場合はどこに申請すればいいですか？

住民票のある市町村で申請を受け付けます。DVなどのやむを得ないご事情がある場合は、避難先の市町村と連携をとりながら支援をしていますので、保健（福祉）センターにご相談ください。

Q10. 和泉市から転出する場合、どこで申請すればよいですか？

転出先の市町村で「妊婦給付認定」を受ける必要があります。申請の時期等については、転出先の市町村にご確認ください。

なお、1回目の給付を和泉市で受けている場合、転出先の市町村で受けられる給付は2回目のみとなります。

Q11. 和泉市に転入する場合、どこで申請すればよいですか？

転入前の市町村で申請が完了していない場合、和泉市で申請を行ないます。妊娠中の場合は、妊婦健診受診券等の差し替え手続きの際に申請をご案内します。2回目の申請のご案内は、産後のこんにちは赤ちゃん訪問（生後2か月頃）に行なっています。

なお、1回目の給付を他市町村で受けている場合、和泉市で受けられる給付は2回目のみとなります。